

入札公告

令和5年度高知県精神保健指定医リスト作成システム開発委託業務について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和5年9月14日

高知県知事 濱田 省司

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名
令和5年度高知県精神保健指定医リスト作成システム開発委託業務
- (2) 業務仕様書
別に作成する仕様書による。
- (3) 委託期間
契約締結日から令和6年3月31日（日）までの間
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
令和5年9月28日（木）10時30分から
高知本町ビル5会議室（高知市本町5丁目2番17号）
会場の都合により、1事業者当たり2名までの参加とします。
- (5) 入札保証金
入札参加者は、入札保証金として、その者が見積もる契約金額の100分の5以上の金額を納めなければならない。ただし、高知県契約規則（昭和39年規則第12号）第10条に該当する場合は、この限りでない。
- (6) 入札方法
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げるすべての要件を満たす者は、この一般競争入札に参加することができる。

- (1) 高知県における「令和3～5年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている（もしくは契約締結時までに登録が予定されている）こと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 高知県から「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加確認期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しないこと。

3 入札参加資格の確認申請書の交付

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格の有無について確認を受け、

入札参加資格があると認められたものに限る。この確認は別紙「一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）」（以下「確認申請書」という。）によるものとし、確認申請書は入札公告の日から令和5年9月20日（水）午後5時までの間に以下の方法で交付する。

交付方法

ホームページからのダウンロード

高知県子ども・福祉政策部障害保健支援課ホームページ

（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060801>）に掲載する。

4 入札参加資格の確認申請書の提出

確認申請書の提出期限は令和5年9月21日（木）午後5時までとし、手渡し又は郵送によって高知県子ども・福祉政策部障害保健支援課まで提出すること。

5 入札参加資格の確認結果の通知

入札参加資格の確認は、確認申請書等の提出期限日をもって行うものとし、その結果は令和5年9月26日（火）までに申請者に対してFAX及び電話にて通知する。

なお、通知書の正本については、入札参加資格を有するものは入札当日に手渡しし、入札参加資格を有さないものは後日郵送する。

また、FAXによる一般競争入札参加資格確認通知書を受領した場合は、別紙「受領書（様式2）」を高知県子ども・福祉政策部障害保健支援課までFAXにて送付すること。

6 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、知事に対して説明を求めることができる。

(2) (1)の説明を求める場合は、その旨を記載した書面を令和5年9月27日（水）正午までに高知県子ども・福祉政策部障害保健支援課へ持参するかFAX（電話で着信を確認すること。）で提出すること。

(3) 説明を求めた者に対する回答は、令和5年9月29日（金）午後5時までに書面により行う。

7 入札参加資格の喪失

入札参加資格確認通知後において、入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該委託業務の入札に参加することができない。

(1) 2に掲げる入札参加資格を満たさなくなったとき。

(2) 確認申請書等に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

8 質疑事項

(1) 質疑事項がある場合には、別紙「質疑書（様式3）」により令和5年9月15日（金）午後5時までに高知県子ども・福祉政策部障害保健支援課まで持参するかFAX（電話で着信を確認すること。）で提出すること。

(2) 質疑書に対する回答は、令和5年9月20日（水）までに高知県子ども・福祉政策部障害保健支援課のホームページに掲載する。

9 契約条項等

(1) 契約条項等の問い合わせ先

郵便番号 780-8570

高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県子ども・福祉政策部障害保健支援課

電話番号 088-823-9669

F A X 088-823-9260

(2) 交付方法

ホームページからのダウンロード

入札公告の日から高知県子ども・福祉政策部障害保健支援課のホームページに掲載する。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約保証金

落札者は、契約締結の際、契約保証金として契約金額の100分の10以上（円未満切上げ）の金額を納めなければならない。

ただし、高知県契約規則第40条の規定により免除された場合又は同規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提出した場合は、この限りでない。

12 契約書の作成の要否

契約書の作成を要する。

13 日程

令和5年9月15日（金）

質疑書提出締切（午後5時まで）

令和5年9月20日（水）

質疑書回答

令和5年9月21日（木）

入札参加資格確認申請書の提出締切
（午後5時まで）

令和5年9月26日（火）

入札参加資格確認結果の通知

令和5年9月28日（木）

入札（10時30分から）

14 その他

(1) 入札参加者は、あらかじめ示された一般競争入札心得を承知すること。

(2) 提出された申請書等は、返却しない。

(3) 申請書等に虚偽の記載をした場合には、当該申請書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

(4) 提出された申請書及び添付書類については、提出期限以降の差し替え・訂正等は認めない。